

各県立学校長 様

教育指導課長  
(子ども安全支援室)

## 児童生徒性暴力等の防止に向けたアンケート調査の実施について (通知)

このことについて、令和 4 年 4 月に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されたことを受けて、令和 5 年 1 2 月に「教職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向けて〈島根県教育委員会の総合対策〉」を策定しました。教職員による児童生徒への性暴力等の根絶に向けて取組を行っているところであり、早期発見を目的とした対策の一環としてアンケート調査を年に 1 回は必ず実施することとしています。

ついては各学校において児童生徒を対象に、性暴力等の防止に向けたアンケート調査を実施していただきますようお願いいたします。

なお、アンケート調査の実施にあたっては、被害を受けたことがある児童生徒が被害を思い出すことによって心身の変調をきたす場合があるなど、学校として最大限に配慮する必要があるため、必ず添付の「児童生徒性暴力等の防止に向けたアンケート調査の実施について」を事前にご確認ください。

また、アンケート実施に際して、参考となる資料を全庁サーバの以下のフォルダに格納していますので、必要に応じてご活用ください。

○添付：「児童生徒性暴力等の防止に向けたアンケート調査の実施について」

## 【児童生徒性暴力等の防止に向けたアンケート調査参考資料等】

<https://fs.ad.pref.shimane.jp/教育委員会/教育委員会共有/【子ども安全支援室】/【性暴力アンケート参考資料等】>

- 01\_教職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向けて〈島根県教育委員会の総合対策〉
- 02\_児童生徒性暴力等の防止に向けたアンケート調査の実施について
- 03\_アンケート調査の実施について (抜粋)
- 04\_保護者あて文書
- 05\_アンケート調査フォーム
  - 01\_フォームリンク
  - 02\_みなさんの心と体のあんぜんをまもるためのアンケート (小学校・ひらがな)
  - 03\_みなさんの心と体の安全を守るためのアンケート (小学校)
  - 04\_みなさんの心と体の安全を守るためのアンケート (中学校・高等学校用)
  - 05\_みなさんの心と体の安全を守るためのアンケート (特別支援学校 中学部・高等部用)
- 06\_紙媒体アンケートひな型
  - 01\_小学校用
  - 02\_中学校・高等学校用
  - 03\_特別支援学校小学部用
  - 04\_特別支援学校中学部・高等部用
- 07\_アンケート調査実施に向けた心理教育及び説明動画
  - 01\_小・低学年用
  - 02\_小・高学年用
  - 03\_中学校・高等学校用

教育指導課子ども安全支援室  
担当 企画幹 細木 竜次  
TEL 0852-22-6064 FAX 0852-22-6265  
e-mail:hosogi-ryuji@edu.pref.shimane.jp

各市町村教育委員会教育長 様

島根県教育庁教育指導課長  
(子ども安全支援室)

児童生徒性暴力等の防止に向けたアンケート調査の実施について (通知)

このことについて、令和4年4月に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されたことを受けて、県では令和5年12月に「教職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向けて〈島根県教育委員会の総合対策〉」を策定し、教職員による児童生徒への性暴力等の根絶に向けて取組を行っているところです。

県立学校においては、性暴力等の根絶のための早期発見と早期対応を目的とした対策の一環として、アンケート調査を年に1回は必ず実施することとしております。

アンケート調査の実施にあたっての関係資料のデータを保存したCDを、参考として送付します。また、各学校よりアクセスできるようEIOS(しまね教育情報Web)に関係資料を掲載しますので、合わせてご活用ください。

○添付:「児童生徒性暴力等の防止に向けたアンケート調査の実施について」

【児童生徒性暴力等の防止に向けたアンケート調査参考資料等】

EIOS(しまね教育情報Web)→配布資料→教育指導課

○【児童生徒性暴力等の防止に向けたアンケート調査参考資料(CDデータ)】

01\_教職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向けて〈島根県教育委員会の総合対策〉

02\_児童生徒性暴力等の防止に向けたアンケート調査の実施について

03\_アンケート調査の実施について(抜粋)

04\_保護者あて文書

05\_アンケート調査フォーム

01\_フォームリンク

02\_みなさんの心と体のあんぜんをまもるためのアンケート(小学校・ひらがな)

03\_みなさんの心と体の安全を守るためのアンケート(小学校)

04\_みなさんの心と体の安全を守るためのアンケート(中学校・高等学校用)

05\_みなさんの心と体の安全を守るためのアンケート(特別支援学校 中学部・高等部用)

06\_紙媒体アンケートひな型

01\_小学校用

02\_中学校・高等学校用

03\_特別支援学校小学部用

04\_特別支援学校中学・高等部用

07\_アンケート調査実施に向けた心理教育及び説明動画

01\_小・低学年用

02\_小・高学年用

03\_中学校・高等学校用

島根県教育庁教育指導課子ども安全支援室  
担当 企画幹 細木 竜次  
TEL 0852-22-6064 FAX 0852-22-6265  
e-mail:hosogi-ryuji@edu.pref.shimane.jp

誰もが、誰かの、  
たからもの。

## 児童生徒性暴力等の防止に向けた アンケート調査の実施について

令和6年4月

島根県教育委員会

# 第1部 未然防止・早期発見・対応

## 1 未然防止・早期発見のポイント

### (1) 児童生徒性暴力等の防止に関する施策

- ・ 全ての教職員が適切な対応がとれるよう、外部専門家による研修や校内研修等により教職員の啓発を図ること。
- ・ 児童生徒に対して、何人からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないこと等について周知徹底を図ること。
- ・ 「教職員による児童生徒への連絡に係る適切な対応について」（平成27年11月27日付け島教企第694号）に基づき、管理職の事前承認を得ることなく、児童生徒とSNS（LINE等）や電子メールを使用したやり取りを絶対に行わないこと。事前承認を得た場合であっても、やり取りの内容は、職務又は部活動指導等に関する必要最小限度のものでなくてはならず、私的なやり取りは絶対に行わないこと。
- ・ 学校行事や部活動等のため、教職員と児童生徒が宿泊を伴う研修や遠征に参加する場合において、教職員が宿泊先の自室に児童生徒を招き入れたり、児童生徒の自室を訪ねたりすることは絶対に行わないこと。安否確認等のため児童生徒の自室を訪ねることが真にやむを得ない場合も、教職員と児童生徒が密室で一对一となることは避けること。

### (2) 児童生徒性暴力等の早期発見及び対応に関する施策

- ・ 定期的なアンケート調査や相談窓口の周知等により事案の早期発見に努めること。
- ・ 児童生徒性暴力等の事実があると思われる場合には、学校の設置者が初期段階から積極的に対応し、専門家の協力を得て中立・公正に調査を実施すること。
- ・ 悪しき仲間意識等から必要な対応を行わないことはあってはならず、放置したり隠蔽したりする場合には、この法の義務違反や信用失墜行為として懲戒処分の対象となり得ること。

## 2 関係通知等

### 【参考資料】教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号、令和3年6月4日）

#### 2 児童生徒性暴力等の定義

児童生徒性暴力等は、次に掲げる行為をいう（法第2条第3項）。

- ① 児童生徒等に性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条第1項に規定する性交等をいう。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。
- ② 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（①に掲げるものを除く。）。
- ③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（①及び②に掲げるものを除く。）。
- ④ 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であつて児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（①～③に掲げるものを除く。）。
  - イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。
  - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
- ⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であつて、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（①～④に掲げるものを除く。）。

- ・ 児童生徒性暴力等については、児童生徒の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。

- ・ なお、④には身体の一部に触れることが内容に含まれているが、例えば、教育活動における実技指導等において児童生徒との必要な身体接触が生じることや特別支援学校の教諭等が指導や介助のために身体接触を行うこと（中略）、教育職員等の業務上児童生徒の身体に触れる必要がある場合も考えられるものの、これらの正当な業務上の行為については、必要な範囲・態様にとどまる限りにおいて、児童生徒性暴力等の対象とはならないと考えられる。
- ・ ⑤については、児童生徒に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント（児童生徒等を不快にさせる性的な言動）などが、ここに含まれると考えられる。

### 3 相談を受けたときの対応

児童生徒からの相談は、いつ・どこで・どのような場面で話しかけられるか分からないことに留意すること。普段から「児童生徒から性暴力等の被害を相談されるかもしれない」という意識を持ち、相談があったときの対応方法を校内で共有しておく必要がある。

また、日ごろから児童生徒の身体的状況や言動のほか、保護者の様子に目を配り、気になる点や変わった点等がないか、把握することに努めておくことが大切である。

#### ○ 対応のポイント

- ・ 最小限の聴き取り  
教職員等が、児童生徒から相談を受けたときは、児童生徒に対する質問や確認は「いつ」「誰が」「誰に」「どうした」等、最小限の内容に留めること。児童生徒が話した内容を受け止め、「いつ」「どこで」「どのように」児童生徒が相談しに来たのか、また、相談したときの話しぶりや、「誰が」「誰に」「どうした」という事実を記録する。  
児童生徒から語られた言葉のままを正確に記録すること。
- ・ 情報共有への同意  
児童生徒に「重要なことであるから校長先生に報告する」と共有する旨と共有する範囲を明し、理解を得ることが重要である。児童生徒が「秘密にしてほしい」と希望しても、共有する必要性や範囲を明確にしたうえで丁寧に説明し、共有することについての同意を得る。
- ・ 管理職等への報告等  
相談を受けた教職員は、児童生徒から相談を受けた場合は、必ず管理職へ直接報告する。  
報告を受けた管理職は、4 相談を受けたときに留意すること に沿った対応をとる。
- ・ 詳細な聴き取り  
詳細な聴き取りについては、教育委員会や警察等の関係機関と連携・相談のうえ警察等が実施し、教職員等は行わない。

### 4 相談を受けたときに留意すること

児童生徒から最初に被害を打ち明けられた際は、事情聴取のように細かく聞かない。

ただし、勇気をもって打ち明けた児童生徒が、相談をないがしろにされたと感じないよう、真摯に傾聴すること。相談内容を過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは、あってはならない。

被害の聴き取りは原則として同性が行うことが望ましいが、被害を受けたとされる児童生徒が直接打ち明けるといことは、当該教職員等との信頼関係があると考えられるため、最低限の聴き取りは、同性か異性かを問わず、直接打ち明けられた者が行って差し支えない。

ただし、教職員等による詳細な聴き取りは行わない。詳細な聴き取りは、「司法面接」で行う。「司法面接」とは、子どもの心理的負担を軽減し、何度も聞くことによる誘導や暗示等のおそれを排除するために、被害にあった子どもや目撃した子どもから話を聞く場合には、訓練された聴取者が、誘導ではない聞き方をするというもので、各機関の代表者が聞く「代表者聴取」（共同面接）で行われる。そのため、被害が発覚したら、教職員等の周囲の大人は、児童生徒に被害の詳細を聞かず、速やかに、警察等と連携し、司法面接での聴取を行う必要がある。

#### ○留意するポイント

- ・ 可能な限り同性の教職員等が聴き取る。
- ・ 児童生徒の訴えを否定しない。
- ・ 勇気を出して話してくれたことへの感謝を伝える。
- ・ 同性間であっても性暴力はありうると心得る。
- ・ 根掘り葉掘り聞かない。無理やり話させない。

- ・児童生徒が話せる範囲で「いつ」「誰が」「誰に」「どうした」だけを聴く。（細かい聴き取りは専門家に任せる。）
- ・児童生徒の話す内容や話しているときの様子を細かく記録する。  
→記録は、性的な表現であっても曖昧にすることなく児童生徒が語ったとおりに記録する。
- ・児童生徒が「秘密にしてほしい」と希望しても、共有する範囲を明確にしたうえで丁寧に説明し、共有することの同意を得る。
- ・言うてはいけない言葉
  - 児童生徒を責めている（と受け取られかねない）言葉  
例：「あなたが誘ったのでは？」「泣いてばかりでいいないで、ちゃんと説明して」など
  - 「なぜ？」と非難しているように聞こえる言葉  
例：「どうして逃げなかったの？」「どうして付いて行ったの？」など
  - 被害を矮小化するなど、児童生徒の心理を理解しない言葉  
例：「早く元気になりましょう」「つらいことは忘れましょう」「辛いのはよくわかるよ」「時間が解決してくれる」など
  - 驚きを示す言葉  
例：「本当なの？」「どうして？」「嘘でしょう？」など
  - 相談を拒絶する言葉・話を遮る言葉（態度）  
例：「〇〇先生に相談してください」「保護者に伝えてください」「私では手に負えません」「忙しいから後にして」「（複数回にわたる被害の聴取りにおいて）時間がないから、次の話に行きましょう」など
  - 感情的な言葉（態度）  
例：「××先生のやったことは、絶対に許せない！！」「（児童・生徒に対して）かわいそうだね」など
  - 無責任な言葉（できない約束はしない）  
例：「〇〇先生は明日から学校に来ないよ」「誰にも言わないよ」「先生だけの秘密にしておくから大丈夫だよ。」など

## 第2部 アンケート実施の流れ

### 1 アンケート実施のポイント

- (1) アンケートの実施目的と意義の説明
- ・ 性暴力は、当該児童生徒の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えることは断じて許されないこと。
  - ・ 早期発見により、児童生徒に対する加害行為をやめさせ、加害者にしかるべき措置を講ずるとともに、心身への影響を最小限に抑えるために実施すること。
  - ・ 真実ではないことを回答しないこと、正直に答えること、回答の途中で精神的に負担を感じた場合は途中で提出することを事前に児童生徒に説明すること。
  - ・ 実施したアンケートは、誰が確認するのか伝えること。
- (2) 守秘義務および児童生徒への最大限の配慮
- ・ 性暴力を受けていると回答した児童生徒のプライバシーを守り、個人情報周囲に知られないように、実施方法及び回答方法について検討すること。
  - ・ 実施したアンケートを確認するときは、管理職・養護教諭・教育相談コーディネーターなど、あらかじめ各学校で決められた担当者と管理職の複数で確認すること。
  - ・ 被害児童生徒が被害を思い出すことによって苦しくなったり、心身の変調をきたしたりすることもありうることから、児童生徒と保護者がそれぞれにカウンセリングや場合によっては医療的な対応が必要になることも念頭に置く必要があること。
- (3) 保護者への説明と実施時期の検討
- ・ 保護者に対し児童生徒へのアンケート実施の連絡と、回答への協力を依頼すること。
  - ・ 発達段階に応じて、授業や特別活動での性に関する指導実施後や生命（いのち）の安全教室実施後にアンケートを実施することが望ましいが、学校の実情に応じて実施時期を検討すること。

### 2 アンケート実施

WEBアンケートフォームを使用して実施したときの例（紙媒体を用いて行う場合もある。）

実施の流れ	管理職	教職員	児童生徒
○実施担当者の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施担当者を決める。</li> <li>・ 実施担当者は、管理職及び養護教諭、教育相談コーディネーター等、各校で定める。</li> </ul>		
○WEBアンケートフォーム・保護者あて文書の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ WEBアンケートフォームや保護者あて文書、WEBアンケートフォーム二次元コードを作成する。その中に悩みの相談先を記載する。</li> <li>・ WEBアンケートフォームへのアクセス権は管理職のみにする。</li> </ul>		
○WEBアンケートの説明・保護者あて文書の配付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全学級で適切に実施されているか校内を巡視する。</li> <li>・ 二次元コードが記載された保護者あて文書をメール送信する。</li> <li>・ 児童生徒の回答が学校に届くよう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二次元コードが記載された保護者あて文書を配付し、目的や回答の仕方について、説明動画を流したり、説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人一台端末を持ち帰り、家などの安心して回答できる場所で入力する。</li> </ul>

	<p>にするために、必要な措置を講ずること。</p>	<p>したりする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質問内容や入力方法がわからない場合は、保護者や信頼できる大人に相談しながら回答する。</li> </ul>
	<p>※ 児童生徒の家庭で一人一台端末が使えない場合は、保護者等の信頼できる大人の携帯端末を使って回答するか、紙媒体を児童生徒に渡して、実施担当者に提出する。</p> <p>※ 日本語が読み書きできない児童生徒には、個別に面談等を実施する。</p>		
○WEBアンケートの回収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回答状況を把握し、未提出者には声掛けをするように実施担当者に指示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未回答の児童生徒には、実施担当者等から声掛けや電話連絡を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全員回答を基本とする。</li> <li>・ 回答途中で負担を感じる場合は、無理をせず回答の途中でも提出する。</li> </ul>
○WEBアンケート回収・内容の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理職が指定した場所及び教職員で確認作業を行う。</li> <li>・ 入力されたWEBアンケートデータは厳重に管理し、他の教職員等の目に触れないように保管する。</li> <li>・ 早急に対応が必要と判断される場合は、回答締切日を待たずに、教育委員会に報告・連携のうえ、保護者連絡、家庭訪問、警察等との連携、カウンセリングの実施などの支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 紙媒体で実施する場合は、回答が見られないように封書に入れて提出させる。</li> </ul>	

(注) 『児童生徒性暴力等の防止に向けたアンケート調査の実施について』は、島根県教育委員会が主体となって取り組む内容を記載したのですが、市町村教育委員会においても、市町村立学校の教職員等への啓発をはじめ、この総合対策に準じた対応が求められます。



# 第3部 アンケート実施後

## 1 ポイント

- ・被害児童生徒及び保護者の心のケアを第一に考えること。
- ・管理職だけでなく学校全体で対応するほか、教育委員会や外部の機関と連携する等、組織的に対応すること。
- ・被害児童生徒及び保護者等への対応や報告にあたっては、プライバシーに十分配慮する必要があること。
- ・島根県「学校危機管理の手引き p93～」に沿った対応をとること。

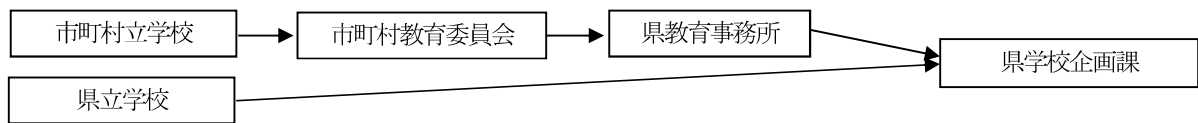
## 2 把握後の対応

※児童生徒がWEBアンケートに「教職員から性暴力を受けている」と回答し、加害が判明したときの対応の例  
 ※司法面接とは、訓練を受けた聴取者が誘導ではない聞き方をする方法のこと。

対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
<把握時の 危機管理> ○把握  ○教育委員会との 連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事実の整理、確認</li> <li>・ 教育委員会への第一報（事実の連絡と今後の対応や支援要請の必要性、被害児童生徒に話を聞くかどうか等の対応をその都度協議）</li> <li>・ 加害とされた教職員への聴き取り（警察への通報義務があることを伝える）</li> <li>・ 加害教職員を隔離させ、事実確認、その後自宅待機の指示（※児童生徒と直ちに引き離す）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害児童生徒に話を聴く場合は、勇気を出して記述してくれたことへの感謝を伝え、「いつ」「誰が」「誰に」「どうした」等、最小限の内容の確認を行う。詳細な聴き取りについては、警察等が行う。</li> </ul>	
<加害の判明> ○警察との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育委員会の指導のもと、警察に相談（保護者連絡、被害児童生徒への対応、校内体制準備等の対応について）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害児童生徒・保護者への連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察等による司法面接の実施</li> </ul>
○対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 司法面接実施後、教育委員会、警察等との連携、対応方針の決定</li> <li>・ 関係教職員への指示（緊急職員会議の開催等）</li> <li>・ 保護者への状況説明（児童生徒の様子、学校の対応等）</li> <li>・ 保護者への謝罪と今後の対応説明</li> <li>・ 教育委員会へ報告書を提出</li> <li>・ 児童生徒、保護者への誠意ある対応（被害児童生徒の家庭訪問等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 司法面接実施後、関係者による被害児童生徒への声掛け、経過観察                （注）被害児童生徒並びに保護者の動揺及び心のケア（日ごろからコンタクトを取れる教職員）を第一に考える</li> <li>・ 被害児童生徒のプライバシーを保護するため、外部へ情報漏洩しないよう注意する</li> <li>・ 児童生徒、保護者への誠意ある対応、家庭訪問の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害児童生徒やその保護者が希望をすればSC、SSW等との面接を行う。</li> <li>・ 被害児童生徒へのプライバシーに最大限配慮する</li> </ul>

	<p>(※ 以下は被害児童生徒及び当該保護者の心情を考慮し、同意のもとに実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急カウンセラー派遣要請</li> <li>・ 報道機関等への対応</li> <li>・ (必要に応じて) 全校集会、保護者会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他児童生徒の心のケア (動揺を鎮める。全校集会、保護者会の実施等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員、関係機関職員によるきめ細かな心のケア (保護者との密な連携のもと)</li> </ul>
<p>&lt;事後の危機管理&gt; ○今後の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再発防止策の検討・決定、事故報告書作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き児童生徒の観察</li> <li>・ 再発防止策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カウンセラー等による継続的なカウンセリング、見守り</li> </ul>

【発生時の連絡経路図】



【県教育委員会担当課】

教育庁学校企画課企画人事スタッフ TEL : 0852-22-6308 (県立)、6692 (義務) FAX : 0852-22-5762  
 教育庁教育指導課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-6064, 6065 FAX : 0852-22-6265

島根県立〇〇高等学校  
保護者の皆様

島根県立〇〇高等学校  
校長 〇〇 〇〇

児童生徒性暴力等の防止に向けたアンケート調査の実施について（お願い）

〇〇の候 保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素から、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年4月に教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が施行されたことを受けて、「教職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向けて〈島根県教育委員会の総合対策〉」が策定され、それに基づき教職員による児童生徒への性暴力等の根絶に向けて、取組を行っているところです。早期発見に向けた対策の一環としてアンケート調査を年に1回は必ず実施することとされていることから、下記のとおりWEBアンケートを実施します。


アンケートの目的は、性暴力等の根絶のための早期発見と早期対応です。性暴力等を受けている可能性のある児童生徒がわかった場合には、二度と同様の被害を受けないよう、加害者の隔離等の措置を実施し、被害の深刻化や心身等への影響を最小限に抑えるようサポートします。

本日お子様に回答用フォームを記した文書を配付しましたので、ご承知おきください。

なお、質問内容や回収、確認方法、個人情報の取扱いについては、大学教員、専門相談機関、心理専門職員等の助言を参考にするとともに、回答への負担を極力軽減するように配慮しています。

ご不明な点がございましたら、担当者までお問い合わせください。

記

- 1 目的 児童生徒性暴力等の早期発見のため、アンケート調査や教育相談を実施し、児童生徒等が被害を訴えやすい体制を整えるとともに家庭と連携して児童生徒の心と体の安全を守る。
- 2 回答方法 回答用フォームへの入力  
右の二次元コードから回答できます。→ 
- 3 回答期限 令和〇年〇月〇日（〇）
- 4 回答の取扱
  - ・回答した児童生徒が周囲にわからないように配慮します。
  - ・実施したWEBアンケートを確認するときは、〇〇・〇〇・〇〇、限られた関係者で確認します。※各学校で具体的に該当者を記入のこと （裏面に続く）

- 5 お問い合わせ ・回答に困っている場合は、助言をお願いします。  
・正直に回答するように助言してください。
- 6 対応 ・性暴力等を受けたと回答した場合、早期に対応し、個別に寄り添い、サポートに努め、二度と同じ被害を受けないよう、また、心身の被害の回復のために全力を尽くします。
- 7 性暴力や困ったときの相談窓口

◇性暴力被害者支援センターたんぼぼ

連絡先：0852-25-3010 または #8891

開設日：月～金曜日 8:30～17:15

(土・日曜日、祝日・年末年始はコールセンターで対応)

◇しまね性暴力被害者支援センターさひめ

連絡先：0852-28-0889

開設日：火・木・土曜日（年末年始を除く） 17:30～21:30

メール相談：ホームページからアクセス

◇性犯罪被害者相談電話（島根県警察）

連絡先：#8103 または 0120-110-267 24 時間対応

◇24 時間子供 SOS ダイヤル

連絡先：0120-0-78310

[対象] すべての校種（幼稚園及び認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校）の児童生徒等、保護者等

◇いじめ相談テレフォン

連絡先：0120-779-110 24 時間対応

[対象] すべての校種（幼稚園及び認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校）の児童生徒等、保護者等

問い合わせ先	島根県立〇〇学校
担当	□□ □□
TEL	

## みなさんの心と体の安全を守るためのアンケート

このアンケートは、皆さんの心と体の安全を守るために行うものです。学校は①のことを約束しますので、質問に正直に教えてください。

- ① このアンケートで分かったことを、みなさんの友だちなどにお話することはありません。
- ② このアンケートで答えたことについて、もう少しお話を聞くことがあります。
- ③ このアンケートに答えるときに困ったことがあれば、おうちの人（大人の家族または家族に代わる人）と一緒に教えてください。

○これまでに、次のようなことをされたことはありますか。下の枠内の質問に教えてください。

- ・ 必要もないのに、下着姿や裸になるように言われた。
- ・ 下着姿や裸の写真をとられたり、自分で下着姿や裸の写真をとって送るように言われたりした。
- ・ 下着でかくれる体の部分をさわられたり、キスをされたりした。
- ・ 下着でかくれる体の部分をさわらせられた。
- ・ 用もないのに電話やLINEなどに連絡があった。
- ・ 必要以上に近づいて、体を触られたり、抱きしめられたりした。

されたことがない	されたことがある	わからない
----------	----------	-------

※1つでもあてはまるものがあれば、「されたことがある」を○でかこんでください。

○前の質問のことで何か気になることや困っていることがあれば、なんでも記入してください。

○このアンケートに、だれが答えましたか。

自分で答えた	おうちの人（ひと）が答えた	おうちの人と一緒に答えた
--------	---------------	--------------

※あてはまるものを○でかこんでください。

ねん 年	くみ 組	しゅっせきばんごう 出席番号	ばん 番	なまえ 名前
---------	---------	-------------------	---------	-----------

このアンケートに答<sup>こた</sup>えにくい人<sup>ひと</sup>など、悩<sup>なや</sup>んでいる人<sup>ひと</sup>は、まず保健室<sup>ほけんしつ</sup>の先生<sup>せんせい</sup>に相談<sup>そうだん</sup>をしてください。  
また、いろい<sup>ろ</sup>ろな相談<sup>そうだん</sup>窓口<sup>まどぐち</sup>を紹介<sup>しょうかい</sup>します。困<sup>こま</sup>ったときには相談<sup>そうだん</sup>しましょう。

## ◇性暴力被害者支援センターたんぽぽ

連絡先<sup>れんらくさき</sup>:0852-25-3010 または #8891

開設日<sup>かいせつび</sup>:月<sup>げつ</sup>～金曜日<sup>きんようび</sup> 8:30～17:15

(土<sup>ど</sup>・日曜日<sup>にちようび</sup>、祝日<sup>しゅくじつ</sup>・年末年始<sup>ねんまつねんし</sup>はコールセンター<sup>たいおう</sup>で対応)

## ◇しまね性暴力被害者支援センターさひめ

連絡先<sup>れんらくさき</sup>:0852-28-0889

開設日<sup>かいせつび</sup>:火<sup>か</sup>・木<sup>もく</sup>・土曜日<sup>どようび</sup> (年末年始<sup>ねんまつねんし</sup>を除<sup>のぞ</sup>く) 17:30～21:30

メール相談<sup>そうだん</sup>:ホームページからアクセス

## ◇性犯罪被害者相談電話(島根県警察)

連絡先<sup>れんらくさき</sup>:#8103 または 0120-110-267

24時間<sup>じかんたいおう</sup>対応

## ◇24時間子供SOSダイヤル

連絡先<sup>れんらくさき</sup>:0120-0-78310

## ◇いじめ相談テレフォン

連絡先<sup>れんらくさき</sup>:0120-779-110

24時間<sup>じかんたいおう</sup>対応

※このアンケートはみなさんの状況<sup>じょうきょう</sup>を把握<sup>はあく</sup>するために実施<sup>じっし</sup>するものです。それ以外<sup>いがい</sup>の  
目的<sup>もくてき</sup>では一切<sup>いっさい</sup>使用<sup>しよう</sup>しません。

## みなさんの心と体の安全を守るためのアンケート

このアンケートは、皆さんの心と体の安全を守るために実施するものです。学校は①～②ことを約束しますので、質問に誠実に答えてください。

- ① このアンケートに答えることで、今よりもつらい気持ちにならないように学校として全力を尽くします。
- ② このアンケートで分かったことは、周囲に知られないようにし、限られた関係者以外に話すことはありません。
- ③ このアンケートで答えたことについて、もう少し詳しくお話を聞くことがあります。

次のようなことをされたことはありますか。下の枠内の質問に答えてください。

- ・ 必要もないのに、下着姿や裸になるように言われた。
- ・ 下着姿や裸の写真をとられたり、自分で下着姿や裸の写真をとって送るように言われたりした。
- ・ 裸などの画像を送られてきた。
- ・ 下着でかくれる体の部分を触られたり、キスをされたりした。
- ・ 下着でかくれる体の部分を触らせられた。
- ・ 用もないのに電話や LINE や Instagram などの SNS に連絡があった。
- ・ 必要以上に近づいて体を触られたり、抱きしめられたりした。

されたことがない	されたことがある	わからない
----------	----------	-------

※当てはまるものを○で囲んでください。

前の質問のことで何か気になることや困っていることがあれば、なんでも記入してください。

年	組	出席番号	番	名前
---	---	------	---	----

このアンケートに答えにくい人など、悩んでいる人は、まず保健室の先生に相談をしてください。  
また、性暴力に関する相談窓口を紹介します。困ったときには相談してください。

### ◇性暴力被害者支援センターたんぽぽ

連絡先:0852-25-3010 または #8891

開設日:月～金曜日 8:30～17:15

(土・日曜日、祝日・年末年始はコールセンターで対応)

### ◇しまね性暴力被害者支援センターさひめ

連絡先:0852-28-0889

開設日:火・木・土曜日(年末年始を除く) 17:30～21:30

メール相談:ホームページからアクセス

### ◇性犯罪被害者相談電話(島根県警察)

連絡先:#8103 または 0120-110-267

24 時間対応

### ◇24 時間子供 SOS ダイアル

連絡先:0120-0-78310

### ◇いじめ相談テレフォン

連絡先:0120-779-110

24 時間対応

### ◇キュアタイム(内閣府)

毎日 17 時から 21 時まで受付

年齢・性別・セクシュアリティを問わず、匿名で相談を受付

チャット、メール、外国語での相談

※このアンケートはみなさんの状況を把握するために実施するものです。それ以外の目的  
では一切使用しません。



このアンケートは、〇〇先生、◇◇先生（誰が確認するかは実施校でご記入ください）だけで確認します。

特別支援学校小学部用

## みなさんの心と体の安全を守るためのアンケート

このアンケートは、皆さんの心と体の安全を守るために実施するものです。学校は①のことを約束しますので、質問に正直に答えてください。

- ① このアンケートで分かったことを、みなさんの友だちなどにお話しすることはありません。
- ② このアンケートで答えたことについて、もう少しお話を聞くことがあります。
- ③ このアンケートに答えるときにわからないことがあれば、保護者等（保護者または保護者に代わる人）と一緒に答えてください。

これまでに、学校の先生など、学校にいる大人から、次のようなことをされたことがありますか。下の枠内の質問に答えてください。

- ・ 必要もないのに、下着姿や裸になるように言われたことがある。
- ・ 下着姿や裸の写真をとられたり、自分で下着姿や裸の写真をとって送るように言われたりしたことがある。
- ・ 下着でかくれる体の部分をさわられたことがある。
- ・ キスをされたことがある。
- ・ 用もないのに電話やLINEなどで連絡があったことがある。
- ・ 用もないのに車に乗るように言われたことがある。

されたことがない	されたことがある	わからない
----------	----------	-------

※あてはまるものを○でかこんでください。

このアンケートに、だれが答えましたか。

自分で答えた	保護者等が答えた	保護者等と一緒に答えた
--------	----------	-------------

※あてはまるものを○でかこんでください。

ねん 年	くみ 組	しゅっせきばんごう 出席番号	ばん 番	なまえ 名前
---------	---------	-------------------	---------	-----------

このアンケートに<sup>こた</sup>答えにくい人など、<sup>ひと</sup>悩んでいる人は、<sup>なや</sup>まず<sup>ひと</sup>保健室の先生に相談をしてください。

また、<sup>せいぼうりよく</sup>性暴力に関する<sup>かん</sup>相談窓口<sup>そうだんまどぐち</sup>を紹介し<sup>しょうかい</sup>ます。これらの<sup>そうだんまどぐち</sup>相談窓口がありますので、<sup>こま</sup>困ったときには<sup>そうだん</sup>相談してください。

### ◇<sup>せいぼうりよくひがいしやしえん</sup>性暴力被害者支援センターたんぼぼ

<sup>れんらくさき</sup>連絡先:0852-25-3010 または #8891

<sup>かいせつび</sup>開設日:月~金曜日 8:30~17:15

<sup>ど</sup>(土・日曜日、<sup>しゅくじつ</sup>祝日、<sup>ねんまつねんし</sup>年末年始は<sup>たいおう</sup>コールセンターで対応)

### ◇<sup>せいぼうりよくひがいしやしえん</sup>しまね性暴力被害者支援センターさひめ

<sup>れんらくさき</sup>連絡先:0852-28-0889

<sup>かいせつび</sup>開設日:火・木・土曜日(年末年始を除く) 17:30~21:30

<sup>そうだん</sup>メール相談:ホームページからアクセス

### ◇<sup>せいはんざいひがいしやしやそうだんでんわ</sup>性犯罪被害者相談電話(島根県警察)

<sup>れんらくさき</sup>連絡先:#8103 または 0120-110-267

<sup>じかんたいおう</sup>24 時間対応

### ◇<sup>じかんこども</sup>24時間子供SOSダイヤル

<sup>れんらくさき</sup>連絡先:0120-0-78310

### ◇<sup>そうだん</sup>いじめ相談テレフォン

<sup>れんらくさき</sup>連絡先:0120-779-110

<sup>じかんたいおう</sup>24 時間対応

※このアンケートはみなさんの<sup>じょうきよう</sup>状況を<sup>はあく</sup>把握するために<sup>じっし</sup>実施するものです。それ以外の<sup>いがい</sup>目的では<sup>もくてき</sup>一切使用しません。

このアンケートは、〇〇先生、◇◇先生（誰が確認するかは実施校でご記入ください）だけで確認します。

特別支援学校中学部・高等部用

## みなさんの心と体の安全を守るためのアンケート

このアンケートは、皆さんの心と体の安全を守るために実施するものです。学校は①～②のことを約束しますので、質問に正直に答えてください。

- ① このアンケートに正直に答えることで、今よりもつらい気持ちにならないように学校として全力を尽くします。
- ② このアンケートで分かったことを、限られた教職員以外に話をすることはありません。
- ③ このアンケートで答えたことについて、もう少し詳しくお話を聞くことがあります。

これまでに、学校の先生など、教職員から、次のようなことをされたことはありますか。下の枠内の質問に答えてください。

- ・ 必要もないのに、下着姿や裸になるように言われたことがある。
- ・ 下着姿や裸の写真をとられたり、自分で下着姿や裸の写真をとって送るように言われたりしたことがある。また、教職員から裸などの画像を送られたことがある。
- ・ 下着でかくれる体の部分をさわられたことがある。
- ・ キスをされたことがある。
- ・ 用もないのに電話があった。
- ・ 用もないのにLINEやInstagramなどのSNSで連絡があった。
- ・ 用もないのに車に乗るように言われたことがある。

されたことがない

されたことがある

わからない

※当てはまるものを○で囲んでください。

ねん 年	くみ 組	しゅっせきばんごう 出席番号	ばん 番	なまえ 名前
---------	---------	-------------------	---------	-----------

うらへ

このアンケートに答えにくい人など、悩んでいる人は、まず保健室の先生に相談をしてください。  
また、性暴力に関する相談窓口を紹介いたします。これらの相談窓口がありますので、困ったときには  
相談してください。

### ◇性暴力被害者支援センターたんぼぼ

連絡先:0852-25-3010 または #8891

開設日:月～金曜日 8:30～17:15

(土・日曜日、祝日・年末年始はコールセンターで対応)

### ◇しまね性暴力被害者支援センターさひめ

連絡先:0852-28-0889

開設日:火・木・土曜日(年末年始を除く) 17:30～21:30

メール相談:ホームページからアクセス

### ◇性犯罪被害者相談電話(島根県警察)

連絡先:#8103 または 0120-110-267

24 時間対応

### ◇24時間子供SOSダイヤル

連絡先:0120-0-78310

### ◇いじめ相談テレフォン

連絡先:0120-779-110

24 時間対応

※このアンケートはみなさんの状況を把握するために実施するものです。それ以外の  
目的では一切使用しません。